

Client Alert

2017年12月号 (Vol.48)

1. はじめに
2. 知的財産法：特許庁「知的財産デュー・デリジェンス標準手順書」のオープン検証事業を開始
3. 競争法／独禁法：消費者庁、機能性表示食品について初の措置命令
4. エネルギー・インフラ：一般木材等バイオマスに関する調達価格等算定委員会での議論について
5. 労働法：厚生労働省、「モデル就業規則」の副業・兼業規程改定案を提示
6. 会社法：スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が再開。機関投資家と企業の対話に関するガイダンスの策定を目指す
7. 危機対応：相次ぐデータ偽装問題の発覚
8. 一般民事：民事再生法 127 条 3 項に基づく無償行為否認の要件についての最高裁判決
9. M&A：事業譲渡契約の詐欺による取消しを認めた裁判例（2017年3月9日付東京地裁判決）
10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁が平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の改正案を公表
11. 税務：役員退職給与における「実質的に退職したと同様の事情」について判断した裁判例
12. 中国・アジア（ミャンマー）：新会社法が連邦議会で可決
13. 新興国（アフリカ）：南アフリカにおける個人情報保護法の全面施行に向けた規則の草案公表
14. 国際訴訟・仲裁：ICC 国際仲裁裁判所、プラクティスノートを改訂

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2017 年 12 月号（第 48 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：特許庁「知的財産デュー・デリジェンス標準手順書」のオープン検証事業を開始

特許庁は、2017 年 11 月 21 日、株式会社 N T T データ経営研究所及びギットハブ・ジャパン合同会社に対する委託事業として、「知的財産デュー・デリジェンス標準手順書」のオープン検証事業を開始しました。実施期間は、12 月 28 日までとなります。

Client Alert

「知的財産デュー・デリジェンス標準手順書」は、事業提携や技術提携にあたり、対象企業の知的財産活動について正しく評価するための手順を定めるものであり、実務上の標準的な手順として活用されていくことを目的とするものです。同標準手順書は、①対象会社における価値源泉となる技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、ノウハウ、営業秘密等の分析・特定、②対象技術等毎の、対象会社における利用可能性・利用可能範囲の調査、③対象会社における知的財産関連紛争の調査、④第三者の権利を侵害するリスクの調査、⑤ガバナンス調査、⑥価値評価の項目により構成されています。

本オープン検証事業は、GitHub（主としてソフトウェア開発等に用いられるバージョン管理プラットフォーム）を利用して行われます。一般的に行われるパブリック・コメント手続においては、手続終了後にまとめて寄せられた意見とそれに対する回答と修正案が公表されますが、GitHub を用いた場合には、期間中に寄せられる意見がリアルタイムで参照できるため、意見を寄せた者同士の間でのインタラクティブなやり取りを通じて、議論が深まることが期待されています。

<参考資料>

受託事業者のニュースリリース

<http://www.keieiken.co.jp/aboutus/newsrelease/171121/>

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ yoshifumi.onodera@mhmjapan.com

アソシエイト 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ hiroyuki.tanaka@mhmjapan.com

3. 競争法／独禁法：消費者庁、機能性表示食品について初の措置命令

2017年11月7日、消費者庁は、葛の花由来イソフラボンを機能性関与成分とする機能性表示食品について初の措置命令を行いました。

機能性表示食品とは、事業者の責任において保健の機能を表示した食品です。機能性表示食品は、販売前に、事業者がその安全性及び機能性の根拠に関する情報等を消費者庁長官に届け出ることにより、保健の機能を表示することができますが、特定保健用食品とは異なり、表示内容について消費者庁長官が個別に許可したものではありません。そのため、届け出た表示であっても、後に合理的な根拠が十分に認められないとして、不当表示と判断される可能性を排除することはできません。

ただし、今回は、届け出た表示に合理的な根拠がなかったというのではなく、商品の広告等に表示された内容に、届け出た表示を超えるものがあり、それに合理的な根拠が認められなかったことが問題とされています。消費者庁への届出においては、対象商品の

Client Alert

機能性成分である葛の花由来イソフラボンについては、肥満気味な人の、体重や腹部の脂肪（内臓脂肪と皮下脂肪）やウエスト周囲径を減らすのを「助ける」機能等への言及がありますが、消費者庁の公表によれば、措置命令の対象となった機能性表示食品の販売会社 16 社は、それぞれ、「対象商品を摂取するだけで、誰でも容易に、内臓脂肪（及び皮下脂肪）の減少による、外見上、身体の変化を認識できるまでの腹部の痩身効果が得られるかのように示す表示」をしていたとされています。消費者庁は、当該表示について、不実証広告規制の手続（景表法 7 条 2 項）により、当該 16 社に対し、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めました。これに対し、全社が資料を提出しましたが、消費者庁は、当該資料はいずれも当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認めず、当該表示が優良誤認表示（同法 5 条 1 号）に該当するとして、前記 16 社に対して措置命令を行いました。

以上のとおり、本件は、届け出た表示に問題があったケースではありませんが、表示内容について許可や届出がなされている特定保健用食品や機能性表示食品であっても、表示内容について慎重な検討が必要であることを示す事例として、実務上参考になるといえます。

パートナー 宇都宮 秀樹

☎ 03-5223-7784

✉ hideki.utsunomiya@mhmjapan.com

アソシエイト 水口 あい子

☎ 03-6266-8740

✉ aiko.mizuguchi@mhmjapan.com

4. エネルギー・インフラ：一般木材等バイオマスに関する調達価格等算定委員会での議論について

2017 年 11 月 21 日、調達価格等算定委員会が開催され、一般木材等バイオマス発電について、入札制度の導入も含めた調達価格等の見直し等が議論されました。

改正再生可能エネルギー特別措置法（「改正 FIT 法」）では、主にリードタイムの長い電源の事業の予見可能性を高める観点から、複数年度分の調達価格等を予め決定できる仕組みが導入され、一般木材等バイオマス発電についても、既に 2018 年度・2019 年度の調達価格等が決定されています。

これに対し、今次の調達価格等算定委員会では、同発電の FIT 認定量が急激に増加していることを背景として、既に調達価格等が決定された 2018 年度・2019 年度含め、改正 FIT 法に基づく入札制度を導入することが議論されました。入札制度が導入された場合、現在の 2000kW 以上の太陽光発電と同様、入札の落札者のみが新規の FIT 認定を取得できることとなり、また、調達価格等も入札の結果に基づいて決定されることとなります。

Client Alert

また、同委員会では、こうした検討の前提として、既に決定された調達価格等の見直しを行うことの可否についても議論され、改正 FIT 法第 3 条第 1 項及び同条第 10 項を手掛かりとして、再エネの供給量が価格決定時に想定していたものから著しく乖離するおそれがあり、かつ、国民負担への影響が大きいと認められる場合には、既に決定された調達価格等の見直しも可能といった解釈が事務局より提示されました。ただ、改正 FIT 法第 3 条第 1 項については、複数年度の調達価格を定めた場合には同条文は適用されない旨が明文で規定されておりますし（同条第 3 項）、改正 FIT 法第 3 条第 10 項については、同法制定当初から、ハイパーインフレーション等「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずる恐れがある場合」に限って適用可能な条文であるとする従来の解釈に照らすと、再エネ電気の供給量の増加や国民負担の増加といった要因を理由とすることは想定されていないと考えられますので、これらの規定を手掛かりにして決定済みの調達価格を変更することの適否については（それが未到来の年度に関するものに限られるとしても、それを前提にプロジェクトを進めている事業者が存する以上）、異論がありうるようです。

なお、同委員会では、一般木材等バイオマス発電に関し、上記に加えて、①認定に当たり、輸入材の場合は現地燃料調達者との燃料調達契約書等を確認する、②認定後に報告徴収を行い、発電設備の決定状況を改めて確認する、③運転開始期限を設けるといった方策についても検討が行われました。

このように、今後の一般木材等バイオマス発電の実務に大きな影響を与え得る検討が進められており、特に調達価格等の見直しは FIT 制度の根幹にかかわる重大な議論ですので、引き続き今後の展開を注視する必要があります。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com

アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhmjapan.com

アソシエイト 星 千奈津
☎ 03-6213-8153
✉ chinatsu.hoshi@mhmjapan.com

5. 労働法：厚生労働省、「モデル就業規則」の副業・兼業規程改定案を提示

2017 年 11 月 20 日、厚生労働省は、「柔軟な働き方に関する検討会」において、副業・兼業の推進に向けたガイドライン案及び改定版モデル就業規則案を提示しました。

Client Alert

従前のモデル就業規則においては、無許可での他の会社等の業務の従事が禁止されていましたが、同改定では、これが削除され、事前に会社へ所定の届出を行うこととされています。ただし、かかる副業・兼業が、職務中に業務に専念することや秘密漏えいなどの遵守事項に違反する場合にはこれを制限することができるとされています。また、ガイドライン案においては、副業・兼業を行った場合には自己申告等で労働時間を管理することが記載されています。

今後、副業・兼業を申請する従業員も増えてくることが予想されます。各企業において、制限する副業・兼業や労働時間管理の方法について検討を行うことが望まれます。

パートナー 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

6. 会社法：ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が再開。機関投資家と企業の対話に関するガイダンスの策定を目指す

2017年10月18日にステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（「フォローアップ会議」）が約1年ぶりに再開され（第11回）、2017年11月15日にも第12回の会議が開催されました。

第12回会議の配布資料「平成29年事務年度 金融行政方針（平成29年11月10日公表）（抜粋）」においては、金融庁の今後の取組みとして、フォローアップ会議において「これまでの取組みによりガバナンス改革がどこまで進捗しているかを検証」した上で、「機関投資家と企業の対話を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、対話において重点的に議論することが期待される事項等についてのガイダンスを策定する」との方針が示されています。

ガイダンスの具体的な内容は今後のフォローアップ会議での議論を経て策定されるものと考えられますが、第12回会議であわせて配布された資料「コーポレートガバナンス改革の深化に向けた論点」においては、ガバナンス改革の更なる深化に向けた課題として、例えば、日本企業において資本の効率性に対する意識の低さや収益力が課題であり改革の目的が十分に実現に至っていない、取締役会（特に社外取締役）が後継経営者の指名・選抜・育成に積極的・主体的に関与すべき、いわゆるOBガバナンスの弊害を排除すべき、政策保有株式の縮減を進めるべきといった指摘等が紹介されています。ガイダンスにおいて、こうした各企業のコーポレートガバナンスに関する取組みに少なからぬ影響を与える事項が盛り込まれれば、各企業がそれらについて機関投資家との対

Client Alert

話において説明を求められるようになることが想定されますので、今後の議論の動向については引き続き十分な注意が必要です。

<参考資料>

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（第12回）配布資料」

<http://www.fsa.go.jp/singi/follow-up/siryoku/20171115.html>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhjapan.com

アソシエイト 松村 謙太郎

☎ 03-6266-8938

✉ kentaro.matsumura@mhjapan.com

7. 危機対応：相次ぐデータ偽装問題の発覚

近時、高品質に定評のあった日本企業において、製品の性能や品質に関するデータ偽装問題が相次いで発覚しています（12月4日にも日本経済団体連合会から「品質管理に係わる不適切な事案への対応について」と題するコメントが出されたところ）。こうしたデータ偽装は、最近始まったものではなく、長年行われていたケースが多いようです。その原因は様々で、かつ、いくつかの原因が重なり合っていることが通常ですが、長年にわたり偽装が行われていた背景の一つとして、少なくない事例においてルールや仕様が現場の実情と整合しなくなっていたという点が指摘されています。人員不足や納期など何らかの要因で基準を満たすことが現実的ではない場合に、現場独自の慣行に従い逸脱した運用が行われていたという事例が多くみられます。

こうしたデータ偽装の問題は、取引先からの莫大な損害賠償請求や、日本国内のみならず海外各国の規制当局からの調査や制裁の対象となる可能性もあり、企業の存続を左右する重大な問題となり得ます。したがって、データ偽装が発覚した際に適時適切に対応することは重要ですが、平時からの備えがより重要であることは言うまでもありません。ルールや仕様が法令に基づくものか否かによって企業のあるべき対応策は大きく変わってきますが、少なくとも社内のルール、顧客と合意する仕様については、現実的に遵守しうる内容にしておく必要があります。

現状、このような問題は製造業を中心に発覚していますが、このようなルール等と現場のギャップが生じ得るのは製造業に限られません。今般の相次ぐデータ偽装問題の発覚を契機として、改めてルールや仕様とその運用実態（現場）にギャップが生じていないかを確認することが重要です。

Client Alert

<参考資料>

日本経済団体連合会「品質管理に係わる不適切な事案への対応について」

<http://www.keidanren.or.jp/announce/2017/1204.html>

パートナー 藤津 康彦
 ☎ 03-6212-8326
 ✉ yasuhiko.fujitsu@mhmjapan.com
 アソシエイト 山内 洋嗣
 ☎ 03-6266-8579
 ✉ hiroshi.yamauchi@mhmjapan.com
 アソシエイト 金山 貴昭
 ☎ 03-6266-8930
 ✉ takaaki.kanayama@mhmjapan.com

8. 一般民事：民事再生法 127 条 3 項に基づく無償行為否認の要件についての最高裁判決

2017 年 11 月 16 日、最高裁は、再生債務者が無償行為又はこれと同視すべき有償行為（無償行為等）の時に債務超過であること又は当該行為により債務超過になることは、民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使の要件ではないと判示しました。

同条項は、否認の一類型である無償行為否認について定め、再生債務者が支払の停止又は再生手続開始、破産手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て後又はその前 6 か月以内にした無償行為等を否認できると規定しています。

これまで、無償行為否認をするために、無償行為等の時に再生債務者が債務超過であること又は当該行為により債務超過となることという要件が必要であるか否かについて争いがあったところ、最高裁が、同要件は不要であるとし、この争点に決着を付けました。最高裁は、その理由として、同条項の文言の他、無償行為否認の趣旨が、無償行為等が対価を伴わないものであって再生債権者の利益を害する危険が特に顕著であるため、専ら行為の内容及び時期に着目して特殊な否認類型を認めたことにあると解するのが相当であることを指摘しています。

本判決の射程は、民事再生法に限らず破産法と会社更生法の無償行為否認にも及ぶと考えられ、保証や物上保証を取得する等の場面において留意する必要がある重要な判例といえます。

パートナー 早川 学
 ☎ 03-5223-7748
 ✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
 アソシエイト 大室 幸子
 ☎ 03-6212-8350
 ✉ sachiko.omuro@mhmjapan.com

Client Alert

9. M&A：事業譲渡契約の詐欺による取消しを認めた裁判例（2017年3月9日付東京地裁判決）

2017年3月9日、東京地裁は、X社が、Y社に対して、Y社が一部の事業（「譲渡対象事業」）をX社に譲り渡す内容の事業譲渡契約を詐欺により取り消した上で既払いの譲渡代金の一部返還を求めた事案について、当該事業譲渡契約の詐欺取消しを認め、Y社に対して、譲渡代金のX社への一部返還を命じる判決を行いました。

東京地裁は、当該事案において、①Y社の代表者が、X社の代表者に対して、実態を反映していない譲渡対象事業の損益推移表を示し、譲渡対象事業の営業利益が2,500万円程度になるという虚偽の事実を伝えたこと、②これにより、X社の代表者が、譲渡対象事業において2,500万円程度の営業利益を上げられると誤信したこと、③当該誤信に基づいて譲渡代金が定められたことを認定したうえで、X社の代表者の意思表示は詐欺取消しにより無効になると判断しました。

M&A実務において、契約締結の前提となった条件とは異なる状況が事後的に判明することは稀ではありませんが、義務違反や表明保証違反に基づく損害賠償を超えて、締結した契約の詐欺取消しを認める事例は多くありません。本判決は、M&Aに関する契約であっても、売主が積極的に虚偽の説明をした場合には、契約の詐欺取消しが認められる場合があることを示した事例であり、今後のM&A実務においても参考にはなるものと思われます。もっとも、M&A実務において規定されることの多い、クロー징後の詐欺取消しを制限する条項があった場合において、裁判所がどのように判断するかは本判決からは明らかではないため、今後の裁判例の蓄積を待つ必要があるといえます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com

アソシエイト 岡野 貴明

☎ 03-6213-8105

✉ takaaki.okano@mhmjapan.com

10. ファイナンス・ディスクロージャー：金融庁が平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の改正案を公表

金融庁は、2017年10月24日、平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の改正案（「本改正案」）を公表しました。本改正案は、2018年4月1日に施行予定です。

本改正案による改正は複数の点に及びますが、とりわけ重要なのは、①株式等の高速取引（アルゴリズム高速取引やHFTとも呼ばれます。）を行う者に対して登録制を導入

Client Alert

し、かつ関連する規定を整備した点、及び、②フェア・ディスクロージャー・ルールに関する整備を進めた点です。

具体的には、上記①として、(a) 金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者以外の者が「高速取引行為」を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録が必要となったこと、(b) 当該登録の要件として、高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成・体制整備が要求されたことが重要です（例えば、高速取引の課題とされてきた、作為的な相場形成等を防止する売買管理の点ですが、かかる売買管理が不十分な状況にあることは、登録拒否事由とされます。）。

また、上記②に関する改正としては、(a) ルールの対象となる情報受領者の範囲として、金融商品取引業者及び登録金融機関等並びに IR 業務に関して情報伝達を受ける株主及び機関投資家等を規定した点、また、(b) 公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表方法として、EDINET 等のほか、自社ホームページを規定した点が挙げられます。

本改正案による上記改正点は、いずれも新たなエンフォースメントの発足・発展を志向するものと位置付けられますが、当局によりどのような運用がなされ、かかる運用が市場においてどのように受け止められていくか、今後の動向が注目されます。

パートナー 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
アソシエイト 大下 真
☎ 03-5220-1823
✉ makoto.oshimo@mhmjapan.com

11. 税務：役員退職給与における「実質的に退職したと同様の事情」について判断した裁判例

法人税基本通達において、法人が役員の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱い、原則として損金に算入することができるとされています。東京高裁は、2017年7月12日、この点に関して争われた事案についての判断を行いました。

当該事案は、X社が、代表取締役を退任し、代表権のない取締役となったAに対して退職慰労金を支払い、それを退職給与として損金に算入したところ、課税庁が、Aは代表取締役退任後もなお経営上主要な地位を占めており、「実質的に退職したと同様の事

Client Alert

情」は存在しないため、退職給与に該当しないとして、課税処分を行ったというものです。

東京高裁は、原審である東京地裁と同様、A が退職慰労金の支払いの前後を通じて、引き続き相談役として X 社の経営判断に関与し、主要取引先の銀行から実権を有する役員と認識されていたり、来客の対応を行ったりと、対外的にも対内的にも X 社の経営上主要な地位を占めていたことから、「実質的に退職したと同様の事情」は存在せず、A に対して支払われた退職慰労金は退職給与に当たらないと判断しました。また、代表取締役の退任により、A の月額報酬が 205 万円から 70 万円にまで激減していたとしても、上記の結論は変わらないとしました。

このように、「実質的に退職したと同様の事情」の判断に当たっては、給与水準ではなく、実際の業務内容が重視される傾向があるため、退職慰労金を支給するにあたっては留意する必要があります。

パートナー 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
アソシエイト 山川 佳子
☎ 03-6213-8125
✉ yoshiko.yamakawa@mhmjapan.com

12. 中国・アジア（ミャンマー）：新会社法が連邦議会で可決

ミャンマーの連邦議会で審議されていた新会社法（Myanmar Companies Law）が 2017 年 11 月 23 日に可決され、大統領の署名により法律として成立します。新会社法の施行時期は別途大統領が定める日とされているため、現段階では具体的な施行日は未定です。

ミャンマーでは 1914 年に会社法が施行されて以来、100 年以上にわたって会社法について実質的な法改正は行われていませんでした。そのため会社法の現代化の必要性が叫ばれており、昨年初めにドラフトが公表されて以降、数次にわたるドラフトの変更を経て、政府関係機関及び連邦議会での審議が行われてきたところです。

その内容について、投資企業管理局（DICA）が連邦議会承認版としてウェブサイト上で公表した英訳によれば、最も注目されていた、外資規制の対象となる「外資会社」（foreign company）の定義について、「外国法人又は外国人が 35% 超を保有する会社」とすることが法律の条文に明記されました（ドラフト段階では、「外資会社」における外資持分の閾値は「別途 Notification で定める割合」とされていました。）。これにより、外資持分が 35% 以下に留まる限り、当該会社はミャンマー内資会社として、外資規制や不動産保有規制の適用を受けないことになると考えられます。

Client Alert

新会社法の主な特徴としては、上記のとおり外資会社の定義が変更されることのほか、①優先株式等の種類株式の解禁、②外資会社による子会社保有の解禁等が盛り込まれている点が挙げられます。これらの新たな制度を含む新会社法の施行後は、外国投資家によるミャンマーへの投資の自由度が増すことが期待されます。施行の具体的なタイミングや、新制度の下での当局の新たな運用等、当事務所では新会社法に関する動向について引き続き情報発信を行っていく予定です。

パートナー 武川 丈士
☎ +65-6593-9752 (シンガポール)
☎ +95-1-255135 (ヤンゴン)
✉ takeshi.mukawa@mhmjapan.com

パートナー 真鍋 佳奈
☎ +65-6593-9762 (シンガポール)
☎ +95-1-255137 (ヤンゴン)
✉ kana.manabe@mhmjapan.com

アソシエイト 井上 淳
☎ +95-1-255136 (ヤンゴン)
✉ atsushi.inoue@mhmjapan.com

13. 新興国（アフリカ）：南アフリカにおける個人情報保護法の全面施行に向けた規則の草案公表

南アフリカ政府は、2017年9月4日、個人情報保護法（Protection of Personal Information Act, 2013）に関連する規則（「本規則」）の草案を発表しました。同国では、2013年に個人情報保護法が制定され、その翌年に同法のごく一部のみ（個人情報保護の監視機関の権限等に関する規定）が施行されたものの、現在に至るまで、同法の本体部分の施行は見送られてきました。

今般草案が発表された本規則は、個人情報保護法の規定の詳細を定めるもので、本規則が施行された後、個人情報保護法が全面施行されることが見込まれています。本規則は草案がパブリックコメントに付された後、2018年4月に正式に制定されることが予定されております。個人情報保護法では制定後1年間の猶予期間が定められているため、順調にいけば、2019年前半には同法が全面施行されることとなります。

本規則は、個人情報保護法で定められた原則の詳細なルールを定めており、例えば、本規則では、事業者が、個人情報を直接販売のために利用する際に必要な本人からの同意取得の際に利用する所定のフォームが定められ、また、個人情報保護法に定められる個人情報取扱責任者（Information Officer）の責任・義務として、事業者における個人情報の取扱体制の構築・実行・管理、法令に則った適切な個人情報の処理手続の確保、情報管理に係るマニュアルの作成等が定められております。

Client Alert

なお、個人情報保護法では、その違反に対して、違反者の名前が公表されるだけでなく、最大 1,000 万ランド（2017 年 12 月 5 日現在において約 8,000 万円）の課徴金や、最大 10 年の禁錮刑を含む刑事罰が科されるおそれもあります。

本規則草案の公表を受け、南アフリカで事業を行う日系企業は、今後、本格的に、個人情報保護法の施行に向けた対応の準備が必要になるものと思われます。

パートナー 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com

アソシエイト 佐藤 貴哉
☎ 03-6266-8543
✉ takaya.sato@mhmjapan.com

アソシエイト 岩澤 祐輔
☎ 03-5220-1808
✉ yusuke.iwasawa@mhmjapan.com

アソシエイト 桑原 周太郎
☎ 03-6213-8151
✉ shutaro.kuwahara@mhmjapan.com

14. 国際訴訟・仲裁：ICC 国際仲裁裁判所、プラクティスノートを改訂

2017 年 10 月 30 日、国際商業会議所国際仲裁裁判所（International Chamber of Commerce, International Court of Arbitration）は、ICC 仲裁規則に関するプラクティスノートの改訂を公表しました。

プラクティスノートとは、ICC 仲裁の手續に参加する仲裁関係者（仲裁人及び当事者）が ICC 仲裁において留意すべき点をまとめたものであり、仲裁の申立てから仲裁判断に至るまで、仲裁規則の規定の解説を含め実務の取扱いを記載しています。

今回の改訂では、2017 年版 ICC 仲裁規則 22 条（迅速かつ費用効果の高い仲裁手續のための努力義務を定めた規定）の適用として、仲裁人は、明らかに理由のない主張ないし反論に対し、迅速に決定が出来ることが明確にされました（「VI Conduct of Arbitration」、「C Expeditious Determination of Manifestly Unmeritorious Claims or Defenses」）。具体的には、明らかに理由のない主張ないし反論がなされた場合に、当事者は、かかる主張や反論を迅速に却下するよう仲裁人に対して申し立てることができ、仲裁人は、その裁量によって、その申立ての採否を決定し、相手方に反論の機会を与える等適切な手續を踏んだ上で、決定（order）又は仲裁判断（award）の形式でその申立てに対する判断を下すこととなります。当事者は、かかる申立てを行う場合には、当該主張ないし反論がされてから可能な限り速やかに行わなければならない、仲裁人も可能な限り速やかに判断をすることとされています。判断の内容については、ICC 国際仲裁裁判所により精査することとされています。

Client Alert

プラクティスノートは、2017年3月に、迅速手続に関する規定（Expedited Rules）を盛り込む形で改訂されていましたが、今回の改訂により、仲裁人の裁量により迅速かつ効率的な審理を行うことが可能であることが明確にされたものといえます。主張や反論の迅速な却下は、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）の仲裁規則でも2016年8月に導入されていますが（Article 29, Early Dismissal of Claims and Defences）、ICC及びSIACは、日本企業にとって利用頻度が高い国際仲裁機関ですので、両機関におけるこの手続の今後の運用実績の蓄積が望まれます。

パートナー 横田 真一朗
☎ 03-6212-8365
✉ shinichiro.yokota@mhmjapan.com
アソシエイト 金丸 祐子
☎ 03-6266-8542
✉ yuko.kanamaru@mhmjapan.com

セミナー情報

www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html

- セミナー 『債権法改正：保険分野における実務対応』
開催日時 2017年12月11日（月）13:30～16:30
講師 吉田 和央
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『機関投資家の議決権行使の分析～新環境下で、発行会社は何をすべきか～』
開催日時 2017年12月21日（木）13:30～16:30
講師 澤口 実、松下 憲
主催 株式会社商事法務

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 平成29年版』（2017年12月刊）
出版社 別冊商事法務 No.427
著者 澤口 実、太子堂 厚子、内田 修平、飯島 隆博、千原 剛、須納瀬 史也、白岩 直樹、立入 寛之、溝端 悠太

Client Alert

- 論文 「〈実務問答会社法 第15回〉 I 基準日経過後の定款変更による基準日規定の削除 II 非公開化取引と「有価証券報告書を提出しなければならない株式会社」の意義」
掲載誌 旬刊商事法務 No.2146
著者 内田 修平
- 論文 「行使価額ノンディスカウント型の登場 ライツ・オフリングの最新動向と実務」
掲載誌 旬刊経理情報 No.1496
著者 根本 敏光、五島 隆文（共著）
- 論文 「個人情報漏えい時の初動・継続対応の実務ポイント」
掲載誌 ビジネスロー・ジャーナル 2018年1月号
著者 田中 浩之
- 論文 「[座談会] 会社法判例の理解を深める（下）」
掲載誌 法学教室 No.446
著者 久保田 修平、内田 修平
- 論文 「ゲノム医療がもたらす近未来」
掲載誌 商事法務ポータル SH1499
著者 吉田 和央
- 論文 「改正民法のはなし（その3）消滅時効」
掲載誌 民事法務 No.378
著者 内田 貴
- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Class & Group Actions 2018 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Class & Group Actions 2018
著者 小田 大輔、加賀美 有人
- 論文 「Getting the Deal Through - Cloud Computing 2018 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Cloud Computing 2018
著者 岡田 淳、桑原 秀明（共著）

Client Alert

- 論文 「China Outbound Investment Guide 2017-Japan」
掲載誌 China Outbound Investment Guide 2017
著者 石本 茂彦、康 石、本間 隆浩、森 規光

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media and Internet Laws and Regulations 2018 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Telecoms, Media and Internet Laws and Regulations 2018
著者 丸茂 彰、林 浩美

- 論文 「Amendments to the Act on the Protection of Personal Information and Relevant Issues」
掲載誌 Practical Law
著者 林 浩美、島田 里奈

NEWS

<http://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2018 にて高い評価を得ました
IFLR1000 FINANCIAL AND CORPORATE 2018 で、当事務所と当事務所の 17 名の弁護士が以下の通り高い評価を受けております。

分野

Tier 1

- ・ Banking
- ・ Capital markets: Debt
- ・ Capital markets: Equity
- ・ Capital markets: Structured finance and securitisation
- ・ M&A
- ・ Project development

弁護士

Expert Consultant

- ・ 内田 晴康

Market leader

- ・ 佐藤 正謙

Client Alert

Highly Regarded lawyer

- ・ 安部 健介
- ・ 藤津 康彦
- ・ トニー・グランディ
- ・ 石黒 徹
- ・ 石綿 学
- ・ 河井 聡
- ・ 小林 卓泰
- ・ 桑原 聡子
- ・ 松村 祐土
- ・ 武川 丈士
- ・ 大石 篤史
- ・ 小澤 絵里子
- ・ 諏訪 昇
- ・ 鈴木 克昌
- ・ 棚橋 元

➤ [Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2018 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms](#) にて高い評価を得ました

Asialaw Profiles 2018 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic and Regional Law Firms にて、“Recommended firms”として紹介され、当事務所は以下の 16 の分野で高い評価を得ました。また、当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）およびヤンゴンオフィスも“Recommended firms”として紹介され、各分野で高い評価を得ております。

なお、ヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、ミャンマーにおける“Recommended firms”として紹介されています。

Japan

Outstanding

- ・ Banking & Finance
- ・ Capital Markets
- ・ Competition & Antitrust
- ・ Construction & Real Estate
- ・ Corporate/M&A
- ・ Dispute Resolution & Litigation
- ・ Energy & Natural Resources
- ・ Financial Services Regulatory

Client Alert

- ・ Investment Funds
- ・ Labour & Employment
- ・ Highly Recommended
- ・ Intellectual Property
- ・ Restructuring & Insolvency
- ・ Taxation

Recommended

- ・ Insurance
- ・ IT, Telecommunication & Media
- ・ Private Equity

Myanmar

Recommended

- ・ Banking & Finance
- ・ Construction & Real Estate
- ・ Corporate/M&A
- ・ Dispute Resolution & Litigation
- ・ Energy & Natural Resources
- ・ Projects & Infrastructure

Thailand

Outstanding

- ・ Banking & Finance
- ・ Corporate/M&A
- ・ Energy & Natural Resources
- ・ Projects & Infrastructure

Recommended

- ・ Construction & Real Estate
- ・ Restructuring & Insolvency

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com